

秋田市告示第92号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市雄和ふるさと温泉供給施設供給料金徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年3月29日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の名称および所在地

株式会社雄和振興公社

代表取締役 奥 田 正 樹

秋田市雄和妙法字糠塚1番地1

2 委託期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで